別表五　天草市﨑津・今富の文化的景観

種別	員数	所在地
主屋	一棟	熊本県天草市河浦町今富字大山四六五三―三
主屋	一棟	同　河浦町今富字前田六九八―一
主屋	一棟	同　河浦町今富字町ノ川内一二〇五
主屋	一棟	同　河浦町今富字平尾二七九八

○文部科学省告示第六十五号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十二条の三の三の規定に基づき、平成二十五年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十九年文部科学省告示第三十六号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日　　文部科学大臣　下村　博文

別表一に、次の表に掲げるものを追加する。

別表一　一関本寺の農村景観

種別	員数	所在地
作業場	一棟	字沖要害一二四―二

○文部科学省告示第六十六号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十二条の三の三の規定に基づき、平成二十五年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十三年文部科学省告示第三十八号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日　　文部科学大臣　下村　博文

別表一の次の表に掲げるものを削除する。

別表一　宇治の文化的景観

種別	員数	所在地
離れ	一棟	宇治妙楽一九二番一
主屋	一棟	宇治妙楽一九三番
倉庫	一棟	宇治妙楽一九五番四

○文部科学省告示第六十七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五十二条の規定に基づき、租税特別措置法第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　　文部科学大臣　下村　博文

租税特別措置法第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示の一部を改正する告示

租税特別措置法第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示（平成二十二年文部科学省告示第七十二号）の一部を次のように改正する。

表中「財団法人北海道高等学校奨学会」を「公益財団法人北海道高等学校奨学会」に、「財団法人青森県育英奨学会」を「公益財団法人青森県育英奨学会」に、「財団法人秋田県育英会」を「公益財団法人秋田県育英会」に改め、同表社団法人千葉県私立中学高等学校協会の項及び財団法人愛知県私学振興事業財団の項を削り、同表中「社団法人兵庫県高等学校教育振興会」を「公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会」に、「財団法人岡山県育英会」を「公益財団法人岡山県育英会」に、「財団法人福岡県教育文化奨学財団」を「公益財団法人福岡県教育文化奨学財団」に、「財団法人長崎県育英会」を「公益財団法人長崎県育英会」に、「財団法人鹿児島県育英財団」を「公益財団法人鹿児島県育英財団」に、「財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団」を「公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

○文部科学省経済産業省告示第一号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行及び原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十五年政令第百四号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う文部科学省・経済産業省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　　文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　茂木　敏充

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う文部科学省・経済産業省関係告示の整理に関する告示

（広報・調査等交付金交付規則の一部改正）

第一条　広報・調査等交付金交付規則（昭和四十九年科学技術庁通商産業省告示第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第一項第二号ハ、ホ、ヘ及びト」を「第五十一条第一項第二号イ、ハ、ニ及びホ」に改める。

（交付金事務等交付金交付規則の一部改正）

第二条　交付金事務等交付金交付規則（昭和五十六年科学技術庁通商産業省告示第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第一項第十五号」を「第五十一条第一項第十号」に改める。

第二条第二号イ中「第五十一条第一項第二号ヘ」を「第五十一条第一項第二号ニ」に改め、同号ロ中「第五十一条第一項第十三号に」を「第五十一条第一項第八号に」に、「令第五十一条第一項第十三号ホ」を「同号ホ」に改め、同条第三号中「第五十一条第一項第十三号」を「第五十一条第一項第八号」に改める。